

報道関係者各位

平成26年10月24日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官

戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335)

(直通電話) 03(3502)5227

特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました

～労働者派遣法に規定する欠格事由に該当した事業主に対して実施～

厚生労働省は本日(平成26年10月24日)、株式会社 エプロに対して、特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました。

詳細は下記のとおりです。

1 特定労働者派遣事業の事業廃止を命じた事業主

- (1) 事業主名 株式会社 エプロ
- (2) 代表者氏名 代表取締役 中村 和久
- (3) 所在地 岡山県岡山市北区横井上 1347 番地
- (4) 届出受理年月日 平成21年11月6日
- (5) 届出番号 特 33-300623

2 処分内容

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第21条第1項の規定により、平成26年10月24日付けで特定労働者派遣事業の廃止を命ずる。

3 処分理由

株式会社エプロは、最低賃金法違反(同法第4条第1項)により、罰金の刑(同法第40条及び第42条)に処せられ、刑が確定した(平成26年8月29日刑の執行が終了)。このため、株式会社エプロは、労働者派遣法第6条第1号に規定する欠格事由に該当することになった。

※労働者派遣法等の関係条文は別添をご参照ください。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(昭和六十年七月五日法律第八十八号) (抄)

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～十二 略

(事業廃止命令等)

第二十一条 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当するとき又は第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2 略

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令

(昭和六十一年四月三日政令第九十五号) (抄)

(法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)

第三条 法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一・二 略

三 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

四～十 略

○最低賃金法（昭和三十四年四月十五日法律第百三十七号）（抄）

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2～4 略

第五章 罰則

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。